

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 3 年 6 月 日

釧路市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
釧路市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>釧路市においては、JR 根室本線、JR 釧網線、JR 花咲線が停車する JR 釧路駅を軸に、近隣自治体と結ぶ路線バス（地域間幹線系統）があるほか、JR 釧路駅に隣接するバスターミナルと市域内の住宅地とを結ぶ路線バス（市内線）、阿寒地区の農村・中山間地域と阿寒地区の中心部を結ぶ市営バス等により公共交通網を構成している。</p> <p>釧路市では「釧路市立地適正化計画」を平成 29 年 3 月に策定し、安心できる健康で快適な生活環境の実現に向けた集約型都市構造への再編を進めている。コンパクト・プラス・ネットワークを支える公共交通網の形成に向け、平成 29 年 6 月に「釧路市地域公共交通網形成計画」を策定し、利用者にわかりやすく利便性の高い幹線軸と域内交通（支線）の乗り換えを基本としたバス路線網の再編事業を位置付け、そのアクションプランとなる「釧路市地域公共交通再編実施計画」を令和元年 9 月に策定（令和 2 年 9 月変更）し、国土交通大臣の認定を受けた。</p> <p>再編実施計画においては、釧路駅及び各拠点間を結ぶ路線バスを幹線軸とし、時間帯に応じて各拠点同士または各拠点から居住地区等を結ぶ路線バス（イオン高専線、イオンリフレ線、イオン鶴野線、循環バスぐるっと）、乗合タクシー（桂恋三津浦線）を支線として位置付けたところであり、利便性と効率性の向上を図るとともに、通院、買い物など住民生活上重要な役割を担う当該支線を維持していくことが必要不可欠である。このため、当該支線を地域公共交通確保維持事業による地域内フィーダー系統として位置付け、住民の生活交通手段を維持させていくことが必要である。</p> <p>合わせて再編実施計画では、阿寒・音別地区の生活交通について位置付けている。阿寒町仁々志別地区では、長い間、民間の路線バスにより釧路市の支援を受けながら何とか維持されてきたが、近年の人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、赤字額が年々膨らむ状態が続いている。また、音別地区については、釧路市街地から音別駅までは JR やバスなどの公共交通で路線を確保しているものの、平成 30 年 3 月 30 日に音別線が廃止され音別地区内は交通空白地域となり、以降、スクールバスや患者輸送バスの住民利用を開始し、生活の足の確保に努めてきたところである。こうした問題の解消を図るため、地域公共交通網形成計画において、郊外部における市民生活の交通手段の確保を目的とした「交通不便地域における効率的で利便性の高い生活交通の確保」を基本方針として定め、再編実施計画においてはデマンド交通の導入を位置付けたところであり、当該デマンド交通を地域内フィーダー系統として、山花リフレや阿寒町行政センター、音別駅を核とした幹線軸への接続性を確保し、面的に釧路市の公共交通ネットワークを構築することにより、同地区における公共交通の持続的確保や、高齢者をはじめとした住民が安心して移動できる環境を確保することが必要である。</p> <p>加えて以前からの取組として、阿寒町布伏内地区における公共交通は、長い間、民間の路</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・音別線市町村有償旅客運送（デマンド型）の導入（釧路市） ・阿寒布伏内線乗合タクシー（デマンド型）の運行（（有）阿寒観光ハイヤー） ・乗換拠点等の整備（イオン昭和店内、スーパーアークス鳥取大通店内、コープさっぽろ桜ヶ岡店内のバス待合環境、音別駅構内への路線バスの乗入れ、音別駅内のバス待合環境）（釧路市） ・再編後の市内路線を網羅したバスマップの作成（釧路市地域公共交通活性化協議会） ・市民を対象としたモビリティマネジメントの実施（釧路市地域公共交通活性化協議会） ・地域の住民に乗合タクシーの利用を促すため、市の広報機会にチラシを作成・配布（釧路市、（有）阿寒観光ハイヤー）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>釧路市から運行事業者への補助または委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>阿寒バス株式会社、くしろバス株式会社、有限会社阿寒観光ハイヤー、まリモ交通株式会社、釧路市</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】</p>

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

《釧路市地域公共交通活性化協議会》

○平成 27 年度

- ・ 第 1 回協議会 3 月 22 日（地域公共交通網形成計画策定に向けての考え方）

○平成 28 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 8 日（網形成計画策定に係る各種調査）
- ・ 第 2 回協議会 10 月 23 日（各種調査結果、網形成計画（素案）策定の方向性）
- ・ 第 3 回協議会 11 月 25 日（網形成計画（たたき台））
- ・ 第 4 回協議会 2 月 21 日（網形成計画素案（案））

○平成 29 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 7 日（網形成計画（案）、
再編実施計画の策定に関する基礎調査の方向性）
- ・ 第 2 回協議会 11 月 10 日（再編実施計画の策定に関する基礎調査（中間報告））
- ・ 第 3 回協議会 2 月 27 日（再編実施計画の策定に関する基礎調査報告書）

○平成 30 年度

- ・ 第 1 回協議会 7 月 10 日（再編実施計画策定の方向性、アンケート調査）
- ・ 第 2 回協議会 12 月 26 日（再編実施計画策定に向けたアンケート結果、
再編実施計画（素案たたき台））
- ・ 第 3 回協議会 3 月 25 日（再編実施計画（素案））

○令和元年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 11 日（再編実施計画（案）、
地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 9 月 3 日（地域内フィーダー系統確保維持計画変更の協議・承認）
- ・ 第 3 回協議会 4 月 14 日（書面会議）（令和 2 年度事業計画、収支予算（案））

○令和 2 年度

- ・ 第 1 回協議会 7 月 20 日（書面会議）（再編実施計画の変更、
地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）
- ・ 第 2 回協議会 3 月 19 日（書面会議）（令和 3 年度事業計画、収支予算（案））

○令和 3 年度

- ・ 第 1 回協議会 6 月 日（書面会議）（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

《釧路市地域公共交通会議》

○平成 23 年度

- ・ 第 1 回会議 11 月 1 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 24 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 22 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 25 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 25 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 26 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 24 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 27 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 9 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 28 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 29 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 29 年度

- ・ 第 1 回会議 8 月 25 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○平成 30 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 25 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○令和元年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 12 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

○令和 2 年度

- ・ 第 1 回会議 6 月 23 日（地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認）

18. 利用者等の意見の反映状況

○バス乗降（OD）調査（平成 28 年度）

- ・実施日 平成 28 年 7 月 12 日～14 日 ※全便対象
- ・調査項目（年齢、職業、利用路線、利用時間帯、乗車・降車バス停、利用目的、バスに乗る前後の交通手段、利用頻度、運賃の支払い方法など）
- ・調査方法（調査員が各便に乗車し、利用者にビンゴカード形式のアンケート票を配付、即時回収）

○再編実施計画作成に向けたアンケート（平成 30 年度）

①再編対象路線利用者へのアンケート

- ・実施日 平成 30 年 9 月 28 日～29 日、10 月 5 日 ※再編対象路線の全便対象
- ・調査項目（年齢、職業、利用路線、利用時間帯などの利用状況、乗り換えの影響、利用促進策に関するニーズなど）
- ・調査方法（調査員が各便に乗車し、利用者にアンケート票を配付、後日回収）

②市民アンケート

- ・10 月初旬発送
- ・調査項目（年齢、職業、移動・交通実態、利用促進策に関するニーズ、乗り換えの影響など）
- ・調査方法（該当地区に対してアンケートを送付し回収）
- ・該当地区状況（釧路地区：無作為抽出した 3,000 世帯）

③阿寒町仁々志別地区、音別地区における全戸アンケート

- ・10 月初旬発送
- ・調査項目（年齢、職業、移動・交通実態、仁々志別線や患者輸送バス等の利用状況、利用促進策に関するニーズなど）
- ・調査方法（該当地区全戸に対してアンケートを送付し回収）
- ・該当地区状況（阿寒町仁々志別地区：270 世帯、音別地区：735 世帯）

○阿寒布伏内線乗合タクシー（実証運行）利用者アンケート（平成 21 年度）

- ・調査対象（事前登録者 64 名）
- ・調査項目（年齢、職業、所在地、車の保有など交通手段、自家用車の利用、利用目的、利用頻度、外出機会、実証運行の感想・要望、運賃、今後の本格運行に向けてなど）

○公共交通の利用者代表を協議会の構成員に加えることで意見を反映

○住民説明会等を開催し利用者等の意見を反映

19. 協議会メンバーの構成員

釧路市地域公共交通活性化協議会構成員名簿（別紙 1）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道釧路市黒金町 7 丁目 5 番地
 （所 属）釧路市総合政策部都市経営課企画担当
 （氏 名）齊藤 寛人
 （電 話）0154-23-5151（内線 2132）
 （e-mail）to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 別 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
釧路市	阿寒バス(株)	(1) イオン高専線	イオン昭和店	大楽毛1丁目	高専前	往 10.5km 復 10.5km	365日	730.0回		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)に接続している	③
	阿寒バス(株)	(2) イオンリフレ線(鶴野経由)	イオン昭和店	鶴野小学校	山花温泉リフレ	往 16.5km 復 16.5km	365日	182.5回	○	路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
	阿寒バス(株)	(3) イオンリフレ線(大楽毛経由)	イオン昭和店	星が浦大通4丁目	山花温泉リフレ	往 26.4km 復 26.4km	365日	730.0回	○	路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
	阿寒バス(株)	(4) イオン鶴野線	イオン昭和店	鳥取大通9丁目	ニュータウン入口	往 6.9km 復 6.9km	365日	306.0回	○	路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)、鳥取分岐で白糠線(地域間幹線系統)に接続している	
	くしろバス(株)	(5) 循環バスぐるっと	イオン昭和店	スーパーアークス鳥取大通店	イオン昭和店	(循環) 10.7km	365日	1,460.0回		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、誘導案内、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備、イオン昭和店でたんちよう線(地域間幹線系統)及びイオン線(令和3年10月から地域間幹線系統とする計画)、スーパーアークス鳥取大通店で白糠線【系統1及び2】(地域間幹線系統)に接続している	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
釧路市	まりも交通(株)	(6) 桂恋三津浦線	三津浦	桂恋、三津浦地区	市立病院	往 km 復 km	365 日	664.0 回		区域運行	②(1)	市立病院で南北線(地域間幹線系統)に乗り継ぎできるようにダイヤを設定し、乗り継ぎに係るバス待合環境の整備をしている	③
	(有)阿寒観光ハイヤー	(7) 仁々志別線	48線	仁々志別、共和地区	阿寒診療所	往 km 復 km	243 日	441.0 回		区域運行	②(1)	阿寒診療所で阿寒線(地域間幹線系統)・阿寒本町線に、山花リフレで山花リフレ線に乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	③
		(8) 布伏内線	阿寒診療所	阿寒中学校	布伏内地区	往 km 復 km	296 日	1,076.0 回		区域運行	①・②(1)	阿寒診療所で阿寒線・阿寒本町線に乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	③
	釧路市	(9) 音別線(霧里・茶安別)	茶安別	中音別、上音別、二俣、霧里、茶安別、川西地区	音別駅	往 km 復 km	243 日	514.0 回		区域運行	②(1)	音別駅で白糠線(地域間幹線系統)やJRに乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	③
		(10) 音別線(尺別・直別)	直別	尺別、海光	音別駅	往 km 復 km	243 日	343.0 回		区域運行	②(1)	音別駅で白糠線(地域間幹線系統)やJRに乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	③

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	釧路市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	18,650
交通不便地域	174,742

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
167,925	(旧)釧路市	過疎地域自立促進特別措置法
4,882	(旧)阿寒町	過疎地域自立促進特別措置法
1,935	(旧)音別町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
釧路市地域公共交通網形成計画	平成29年6月23日	平成29年度
釧路市地域公共交通再編実施計画	令和1年9月26日	令和2年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
174,742	$174742人 \times \times + 万円 = 0千円$	0千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。